

(広島地裁・新仮処分決定を受けて)

2018年(平成30年)10月26日

伊方原発広島裁判弁護団

1 広島地方裁判所民事第四部の藤澤孝彦裁判長、伊藤昌代裁判官、内村諭史裁判官は、本日、伊方原発3号機の運転差止仮処分命令申立事件において、住民側の申立を却下する不当決定を出した。

2 広島地裁は、これまでの多くの裁判例に反し、火山ガイドの不合理性や、それに基づく適合性審査の不合理性についての判断を回避し、本案確定前の阿蘇の巨大噴火の可能性等を否定したものである。

だが、原子炉等規制法は原子力発電所の設置、運転について許可制を採用し、原子力規制委員会の判断がない原子力発電所は運転できないという法規制がなされている。原子力規制委員会の判断の適否にかかわらず司法がその運転を許容する論理は許可制の趣旨を解さないものである。また、巨大噴火について中長期的な予測手法は確立していないにもかかわらず、司法において本案判決確定までの間という長期間にわたって巨大噴火の可能性を低いと判断できることを前提としている点も不合理である。火山噴火には数日前から数か月前に短期的前駆現象が観測される可能性はあるが、そうなってから原子炉を止めても、深刻な原子力災害の発生は免れない。

3 結局、今回の判断は、火山ガイドの不合理性や規制委員会の適合性審査の不合理性はもはや明らかであるにもかかわらず、司法において原発の稼働継続を許容するための新たな「逃げの論理」を創出したものと言わざるを得ない。

4 福島第一原子力発電所の事故前から、我が国の司法は、自然現象の予測の不確実性や万が一の災害時の被害の大きさに正面から向き合うことなく、行政・事業者の判断にお墨付きを与えて続けてきた。今回の司法判断は、過去の過ちをまったく反省していないものと言わざるを得ない。

だが、伊方原子力発電所の稼働に正当性がないことは、今回の決定からも明らかである。我々は、伊方原子力発電所の全号機が廃炉となる日まで、今後も闘いを続けていく。

以上